

風水害対策編

第2部 災害応急対策計画

第1章 水防計画

/ 県土整備部、市町村

1 水防体制

本県の水防を統括する組織として、知事を本部長とする**水防本部**を県土整備部河川課に常時設置しています。各総合事務所（県土整備局）は、現地指導隊として、各市町村と連携して水防に当たります。なお、水防本部は、県災害対策本部の設置時にはこれに統合されます。**水防管理団体である市町村は、消防団を水防活動に当たさせます。**

2 水防活動

国、県は、**水防警報**を公表し関係機関に伝達します。消防団は水防警報（待機、準備、出動、指示、解除）に応じて水防活動を実施します。

国、県は、気象庁と共同で**洪水予報**を公表し伝達します。

国、県は、河川の**水位**を周知し伝達します。



第2章 緊急時のダム管理

/ 農林水産部、県土整備部、企業局ほか

ダム管理者は、放流等の措置状況について、市町村、県等の関係機関に伝達します。

第3章 ため池・樋門の応急対策

/ 農林水産部、県土整備部、市町村

ため池・樋門の管理者は、水位の変動を監視し、住民に情報提供・注意喚起を行うと共に、必要に応じて消防団等による応急措置を実施します。